解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題１

設問１	A	（ウ）	B	（キ）	C	（コ）	D	（チ）
	E	（ナ）	F	（ス）	G	（ノ）		

設問２	A	（ハ）	B	（キ）	C	（エ）	D	（マ）
	E	（マ）	F	（オ）	G	（カ）	H	（セ）

設問３	A	（ア）	B	（ウ）	C	（ケ）	D	（セ）
	E	（タ）	F	（ト）	G	（ツ）	H	（チ）

設問４	A	（ク）	B	（ニ）	C	（ソ）	D	（チ）
	E	（ヒ）	F	（シ）	G	（ヌ）		

設問５	A	（サ）	B	（ア）	C	（シ）	D	（ネ）
	E	（セ）	F	（ツ）				

設問６	A	（イ）	B	（キ）	C	（シ）	D	（コ）
	E	（ツ）	F	（ト）				

設問７	A	（イ）	B	（キ）	C	（シ）	D	（ソ）
	E	（ツ）	F	（ヌ）				

設問８	A	（イ）	B	（ク）

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題２

設問１	A	連合会
	B	日が属する月の翌月
	C	六月以内
	D	企業型記録関連運営管理機関等

設問２	従来、iDeCoの加入には国民年金被保険者、かつ老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があったが、改正後は、国民年金被保険者以外でも、次の両要件を満たす60歳以上70歳未満の者はiDeCoの加入・継続拠出が認められる。 ・次の①～③のいずれかに該当する者。①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ・老齢基礎年金の裁定を受けておらずiDeCoの老齢給付金の受給権を有したことがなく、マッチング拠出を実施していない者。 なお、経過措置として、施行後3年間は、上記①～③に該当しない者でも、施行日時点で国民年金非加入だが過去に加入歴がある者、または施行後1年以内に国民年金被保険者でなくなった者は、60歳以上70歳未満であれば加入可能。

設問３	（１）個人別管理資産を移換する制度の種別 （２）個人別管理資産の移換に伴い通算加入者等期間から控除される期間の範囲 （３）企業型年金から退職金共済へ個人別管理資産を移換する場合にあっては、法第54条の６に規定する合併等として施行規則第31条の５に規定する行為を行った期日及び当該合併等により個人別管理資産を移換する旨（個人別管理資産の移換期日を含む。）

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題３

設問１	A	賃金
	B	17
	C	71
	D	所得再分配

設問２	(1) 遺族厚生年金の受給権者である次のいずれかに該当する妻
	①夫が亡くなったとき40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいないとき
	②遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき
	(2) 40歳から65歳になるまでの間
	(3) 遺族基礎年金（老齢基礎年金の満額、子の加算を含まない）の４分の３の額

設問３	(1) ２年度前から４年度前までの３年度平均の公的年金全体の被保険者数の変動率に平均余命の伸びを勘案した一定率を加えて算出
	(2) 令和８年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率
	＝令和４～６年度の３年度平均の公的年金全体の被保険者数の変動率（0.1%）
	＋平均余命の伸びを勘案した一定率（△0.3%）
	＋令和７年度までの未調整分（0%）
	＝△0.2%
	(3) 令和８年度の厚生年金の調整率は、令和７年の年金制度法改正により、(2)の1/3であるため、△0.1%

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題４

設問１	A	五百人
	B	予定利率及び予定死亡率
	C	下限予定利率以上四・〇パーセント以下
	D	障害給付金を支給

設問２	（最低積立基準額）当該事業年度末の数理債務の額に、掛金の額の計算基準日における通常の取り扱いにより算定した最低積立基準額を当該計算基準日における数理債務の額で除して得た率を乗じて得た額とすることも可能。 （積立上限額）当該事業年度末の数理債務の額に、掛金の額の計算基準日における通常の取り扱いにより算定した積立上限額を当該計算基準日における数理債務の額で除して得た率を乗じて得た額とすることも可能。 （財政悪化リスク相当額）零とする。

設問３	・定率給付において定率法により掛金を定めるケースでは、給与の昇給の実績が予定と乖離する場合に生じる差損益を抑制する傾向がある。 ・定額給付において定率法により掛金を定めるケースでは、給与の昇給の実績が予定を上回る場合に財政の健全性が上昇する傾向がある。ただし、給与の昇給の実績が予定を下回る場合には財政の健全性が低下し得ることにも留意すること。 ・財政決算等で基礎率の予定と実績が乖離する場合に生じる差損益により財政上の健全性が低下することが確認される場合は、基礎率や掛金の算定方法を見直すことが望ましい。

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題５（１枚目）

設問１	追加拠出可能額現価
	＝財政悪化リスク相当額+通常予測給付現価−標準掛金収入現価−純資産額+別途積立金
	＝2,000+12,500+5,000−90,000×5.2%−(100+15,000−100−1,000)+500
	＝1,320

設問2	再計算後の数理債務の額
	＝通常予測給付現価−標準掛金収入現価
	＝(13,000+5,000)−100,000×5.4%
	＝12,600
	純資産額
	＝100+15,000−100−1,000　＝14,000
	純資産額が数理債務の額を上回るため、再計算後の別途積立金
	＝純資産額−数理債務
	＝(100+15,000−100−1,000)−12,600　＝1,400
	よって、別途積立金積増金
	＝1,400−500　＝900

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題５（２枚目）

設問3	基準給与20%引き上げ後の数理債務の額
	＝通常予測給付現価-標準掛金収入現価
	＝（12,000×1.2+4,800）-90,000×5.0%×1.2　＝13,800
	純資産額が数理債務の額を上回るため、再計算後の別途積立金
	＝純資産額-数理債務
	＝（100+15,000-100-1,000）-13,800　＝200
	別途積立金は全額留保するため、発生する未償却過去勤務債務残高
	＝500-200　＝300

設問4	基準給与を一律Ａ%引き上げることとする。
	基準給与Ａ%引き上げ後の数理債務の額
	＝通常予測給付現価-標準掛金収入現価
	＝（13,000×（1+Ａ/100）+5,000）-100,000×5.4%×（1+Ａ/100）
	＝12,600+7,600×Ａ/100
	純資産額が数理債務の額を上回るため、再計算後の別途積立金
	＝純資産額-数理債務
	＝（100+15,000-100-1,000）-（12,600+7,600×Ａ/100）
	＝1,400-7,600×Ａ/100
	未償却過去勤務債務残高が発生しないためには、
	1,400-7,600×Ａ/100　≧　0
	Ａ　≦　1,400/7,600×100　＝　18.421…
	よって、18%が引き上げの上限となる。

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題６

設問１	対数補間に使用する退職給付債務のマコーレー・デュレーションの近似値は、
	$-(\log_{10}11{,}000-\log_{10}13{,}000)/(\log_{10}1.02-\log_{10}1.01)$
	$=-(\log_{10}110.0-\log_{10}130.0)/(\log_{10}102.0-\log_{10}101.0)$
	$=-(2.04139-2.11394)/(2.00860-2.00432)\fallingdotseq 17$年
	よって、求める退職給付債務の近似値は、
	$13{,}000\times(1.01/1.015)\text{^}17\fallingdotseq 11{,}953$百万円

設問２	①適格DB制度における財政上の観点を重視して設定されている場合があること
	②法令等による制約が課せられている場合があること
	③本専門業務の適用対象者と適格DB制度の加入者の範囲が異なる場合があること

設問３	① 物価指数の変化　② 物価デフレーター　③ インフレーション連動債と非連動債
	の利回り（需給のバランスが大きく損なわれている場合には、その影響を考慮する）
	④ インフレーションの将来見通し　⑤ 該当する地域の要因
	⑥ 中央銀行の通貨政策　⑦ その他の該当する経済データ　⑧ 専門家による分析
	のうち５つで満点

設問４	(1) 企業型年金：（800-40×15）×1/2＝100（万円）
	退職手当　：退職手当受け取り前年以前4年以内の企業型年金受け取りでないため、
	（2,000-（40×20＋70×10））×1/2＝250（万円）
	よって、改正前のＡさんの退職所得の金額は、100＋250＝350（万円）
	(2) 企業型年金：(1)と同じく、（800-40×15）×1/2＝100（万円）
	退職手当　：退職手当受け取り前年以前9年以内の企業型年金受け取りのため、
	（2,000-（40×20＋70×10-40×15））×1/2＝550（万円）
	よって、改正後のＡさんの退職所得の金額は、100＋550＝650（万円）

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題７（１枚目）

近年の市場環境の変化に伴い剰余金が生じた状況を前提として、確定給付企業年金制度における剰余金の活用方法およびその考え方について問うている。設問1では、剰余金が生じた場合に考えられる活用方法とその背景や理由を関連付けて、幅広い観点から整理できているかを問う問題である。活用方法としては、加入者等への還元、事業主負担の軽減、財政基盤の強化・財政安定化等が考えられるが、これらに限定されるものではない。設問2では設問1で挙げた活用方法を踏まえ、総合型確定給付企業年金における中長期的な財政運営のあり方について、年金数理人としての所見を述べることを問う問題である。以下では考えられる所見の一例として、加入者等への還元と将来の掛金負担の安定性とのバランスを重視する場合について示す。他の考え方であっても各自が置いた前提と結論との間に整合性があり、合理的な理由とともに論理的に示されていれば得点を与えている。

＜設問1＞　確定給付企業年金において剰余金が生じた場合、加入者への還元、事業主負担の軽減および財政基盤の強化の観点から、以下のような活用方法が考えられる。

（１）給付改善：剰余金を加入者や受給者へ還元する方法として、給付改善が考えられる。具体的には支給率やポイント付与率の引上げ、キャッシュバランスプランにおける利息付与率の引上げ、基準給与の引上げ、過去勤務期間に係る給付の増額（過去分増額）、物価連動型キャッシュバランス制度の導入、終身年金部分の拡充などが考えられる。近年はインフレの進行により給付の実質価値が低下する可能性があることから、給付の実質価値の維持や老後所得保障機能の向上を図るための提案として考えられる。一方、将来期間に係る給付水準を恒久的に引き上げる場合には、将来の標準掛金の上昇や財政余力の低下につながる可能性がある点に留意が必要である。

（２）掛金負担の軽減：剰余金を活用し、標準掛金の引下げを行うことが考えられる。事業主負担の軽減によって制度の維持を容易にすることができ、特に掛金負担能力に制約のある企業にとって有効な選択肢となる。また、予定利率の設定の妥当性を改めて検証し、運用収益の長期的な見通し等に照らして適切と判断される場合には、予定利率を見直すことも考えられる。予定利率を引き上げる場合には、標準掛金の低下につながる一方、必要な運用利回りが上昇し、運用リスクや財政変動リスクを高める点に留意が必要である。

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題７（２枚目）

（３）財政基盤の強化・財政安定化：剰余金の全部を直ちに給付改善や掛金軽減へ充当せず、将来の財政変動に備えて一定程度留保することが考えられる。また、剰余が生じている局面を契機として、ＡＬＭ分析、予定利率や政策的資産構成割合等について再検証することも考えられる。これにより、資産と負債の特性や将来の給付支払いの見通しを踏まえた運用・財政運営を行い、中長期的な財政の安定化を図ることが考えられる。ただし、積立剰余を確保することは財政安定化に有効であるが、積立上限等の制度上の制約にも留意する必要がある。

以上のように、剰余金に対しては様々な活用方策が考えられる。各方策は加入者等への還元、事業主負担の軽減および制度の安定性の観点から異なる効果を有するため、制度目的に応じた選択が求められると考える。

＜設問2＞　総合型確定給付企業年金には、厚生年金基金制度の解散・代行返上に伴う移行の受皿となったものも多く、その移行に際しては、財政の安定性に配慮した制度設計が採用されている例もみられる。近年は市場環境の改善や金利上昇等を背景として一定の剰余金が生じているが、その活用に当たっては、制度の安定性と加入者等への還元とのバランスを考慮する必要がある。また、中小企業といっても、退職給付制度の実施状況や給付水準、事業主の掛金負担能力には差があることに留意する必要がある。このような中小企業を主たる加入事業所とする総合型確定給付企業年金制度においては、中長期的な財政運営を検討するにあたって、加入者の老後所得の充実と、加入事業所が継続的に負担可能な掛金水準の両面に配慮する必要がある。

まず、近年の物価上昇により給付の実質価値が低下する可能性があることから、給付改善を検討する余地はある。総合型確定給付企業年金では、中小企業で働く加入者の老後所得保障を担っていることから、給付改善自体には一定の合理性がある。しかし、総合型確定給付企業年金では、加入事業所によって掛金負担能力等が異なることから、給付改善の可否だけではなく、将来の標準掛金の変動をどの程度抑制できるかが重要な論点となる。

そのため、給付改善を行う場合には、過去分増額のように既に生じている剰余金を活用し、将来の標準掛金への影響が比較的小さい手法が有力な選択肢となる。一方、支給率やキャッシュバランス制度の再評価率を恒久的に引き上げる方法は将来の掛金上昇要因となり得るため、慎重な検討が

解答用紙

2026年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会

問題７（３枚目）

必要である。また、加入事業所ごとの給付設計や負担能力等に違いがある場合には、必要に応じて給付区分を新設するなど、制度内の公平性にも配慮した対応を検討することも考えられる。

掛金負担との関係では、標準掛金の引下げや予定利率の引上げも選択肢となる。予定利率については、長期的な運用収益の見通しや政策的資産構成割合等を踏まえてその妥当性を検証する必要がある。予定利率を引き上げる場合には標準掛金の低下につながる一方、必要な運用利回りが上昇し、運用リスクや財政変動リスクを高める可能性があるため、短期的な掛金軽減のみを目的として予定利率を引き上げることには慎重であるべきである。

キャッシュバランス制度を採用している場合には、再評価率と予定利率を連動させるなど、掛金の安定性に配慮した給付設計を検討する余地がある。また、市場環境の改善によって生じた剰余金を活用し、再評価率と予定利率との乖離部分の補填に用いることにより、加入者への還元と掛金安定化を両立させることも考えられる。

さらに、剰余金が生じている局面は、ALM分析を再実施する好機でもある。資産構成や政策的資産構成割合について、将来の給付支払いの見通しや制度成熟度に照らして適切であるかを確認し、必要に応じて予定利率の引下げやリスク資産割合の見直しを行うことにより、制度の安定性を高めることができると考える。もっとも、剰余金を全て財政安定化のために留保することが望ましいわけではない。確定給付企業年金制度には積立上限が存在するため、過度な剰余金の蓄積には限界がある。そのため、給付改善、掛金負担軽減および財政安定化のバランスを考慮しながら、適切な活用方法を選択することが重要である。

以上は、中小企業における掛金負担の安定性を重視した場合の一つの考え方である。この場合、ALMに基づくリスク管理を行いつつ、剰余金については、過去分増額や限定的な給付改善など、将来の標準掛金への影響が比較的小さい手法を中心に活用し、制度の持続可能性と加入者等への還元との両立を図ることが考えられる。一方、加入者の老後所得保障の充実をより重視する場合には、将来期間を含む給付改善を検討するなど、異なる考え方もあり得る。いずれの場合も、各自が置いた前提を踏まえ、加入者等への還元、事業主の掛金負担および財政の安定性のバランスを考慮して、中長期的な財政運営について合理的な所見を示すことが重要である。